

平成 30 年度

仮置場等補修工事（その 2）

特記仕様書

福島地方環境事務所

第1章 総則

本工事の実施に当たっては、除染等工事共通仕様書（第10版）（以下「共通仕様書」という。）、国土交通省東北地方整備局平成29年度土木工事共通仕様書（以下「工事共通仕様書」という。）、及び、平成29年除染関連業務共通仕様書（第1版）（以下「業務共通仕様書」という。）に基づき行うものとする。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、汚染土壌等、除染廃棄物等の保管を行う除去土壌等仮置場等、及び、対策地域内廃棄物の保管を行う災害廃棄物等仮置場が、常時良好な状態に保たれるよう補修工事等を行うものである。

2. 工事場所

本工事の対象となる仮置場等は、別表-1「仮置場等一覧表」、及び別表-2「災害廃棄物等仮置場一覧表」のとおりとする。

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりとし、詳細な工事内容は「第9章 施工」に示すものとする。

- (1) 除草
- (2) 上部シート被覆

4. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 土地等の立入

本工事の実施に伴って、借地範囲外に立ち入る必要が生じた場合には、あらかじめ監督職員と協議した後、当該土地の所有者又は管理者に許可を得て立ち入ること。

2. 架空線等公衆損害事故防止

受注者は、工事区域付近を横断している架空線等の前後や建設機械、運搬車両等が出入りする工事現場又は資材置き場の出入り口等には、高さ制限を確認するための安全対策を講ずること。なお、安全対策の詳細については、施工開始前に監督職員の確認を受けなければならない。

3. 週休2日制工事の施行

本工事は、建設工事における週休2日制の試行対象工事（受注者希望型）である。

（1）週休2日の考え方

- 1) 現場施工期間において、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められること。（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）
- 2) 現場施工期間内とは、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間及び工事全体の一時中止を除いた期間をいう。
- 3) 週休2日相当とは、一定期間内の7分の2をいう。
- 4) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。ただし、降雨等による予定外の休工は、現場閉所日数に含めない。

（2）総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- 1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- 2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- 3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- 4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

（3）工事工程の共有

- 1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- 2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

- 3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
 - 4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。
- (4) 週休 2 日制を達成できなかった場合の工事費の減額
- 1) 発注者指定型
 週休 2 日制工事として補正した間接工事費を減額し工事費を減額するものとする。
 - 2) 受注者希望型
 工事費の減額は行わない。

4. 仮置場等の異常や災害等発生時における修復措置等

放熱管転倒、崩れ、漏水、溢水、シート破損、温度やガス濃度の一定以上の異常な上昇（管理基準値超過）などの異常発見により、監督職員の指示に従って、修復措置等を講ずる必要がある場合、仮置場等や周辺地域について緊急を要する事象が発生している場合、この他、仮置場等について緊急を要する事象が発生している場合は、修復措置等を速やかに行うために必要な体制を構築するものとし、契約時に別紙「災害時等における仮置場災害等応急措置業務に関する協定書」を締結すること。

第4章 現場条件

1. 関連工事及び業務

- (1) 平成 30 年度 仮置場等維持管理業務（その 2）
- (2) 他工事との調整

本工事実施仮置場等において、工事箇所が除染等工事請負者又は搬出入工事請負者の工事区域と重複する場合は、当該工事受注者と工程調整を円滑に行うこと。

2. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、監督職員に報告すると共に、受注者の責任で処理するものとする。

第5章 仮 設

1. 仮設

(1) 工事用電力

本工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

(2) 工事用道路

工事に必要な機械等進入のための工事用道路は既設の管理道路を利用するものとする。

なお、既設の管理道路を利用できない場合は監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、借地済みである。

2. 工事用地等の使用

（1）発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

（2）地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

（3）工事用地等に砂利が混入しないよう十分注意して使用しなければならない。

第7章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等

本工事の施工において、関連する貸与資料は次の表のとおりとする。

貸与資料

資料名	数量	備考
仮置場標準工法	1式	
仮置場等維持管理補修マニュアル（暫定運用）	〃	
仮置場等原状回復標準工法（暫定運用）	〃	
その他作業に必要な資料	〃	

2. 貸与資料の取扱いは、次のとおりとする

- 1) 貸与資料の記載内容について相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。
- 2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与する。
- 3) 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

- 4) 個人情報が貸与資料に含まれていることが判明したときには、監督職員に速やかに連絡し、指示を受けること。
- 5) 貸与期間は工事契約から工事完成までとする。

第8章 工事用材料

1. 見本又は提出資料

次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

材 料 名	提 出 物
上部被覆シート	試験成績書
小型土のう袋及び中詰め材料	試験成績書

第9章 施工

1. 除草

除草は施工前に監督職員と施工範囲について確認を行い、承諾を得たうえで以下の各号に定めるところにより施工するものとする。

- (1) 工事は、「工事共通仕様書」により実施するものとする。
- (2) 除草作業の工法は、機械除草（肩掛式、人力による補助刈り含む）によるものとし、集草・積込運搬は行わない。なお、除草時期は春に1回、夏2回、秋に1回実施するものとするが、実施に当たっては現場の植生や繁茂状況に等により監督職員と協議するものとし、現場の状況を踏まえ、適期を考慮して作業計画を立てること。
- (3) 作業にあたっては、保管物の山（シートや押さえ土のう袋等）、電線管や配線及びフェンス等の構造物に損傷を与えないよう留意する。なお、損傷を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告し、その指示により受注者の責において修復する。
- (4) 上項（1）（2）によりがたい場合は、監督職員と協議する。

2. 上部シート被覆

上部シート被覆の対象とする箇所は別途監督職員が指示するものとし、被覆に当たっては以下の各号に定めるところによりを行うものとする。

- (1) 被覆は、ポリエチレン製（緑色）で3年耐候型の防水シートにより行うものとする。また、設置は、現在設置されているシートの上に行うものとする。
 - (2) 被覆シートは工場で加工した一枚ものを使用すること。また、被覆シートが風等で飛ばされないように小型土のう等で押さえ措置を講ずること。
 - (3) 被覆は、放熱管（ガス抜き管）を撤去し、被覆シートに損傷が発生しないようすること。なお、放熱管（ガス抜き管）撤去箇所は小型土のう等で養生すること。
-
- (4) 温度計はそのまま存置すること。
 - (5) 被覆シートの吹き上がりを押さえるネットはポリエチレン無結節網の100mm目合いを用いることとしているが、ネットの押さえは小型土のう等を用いて安定した押さえとすること。
 - (6) 被覆シートは、雨水滞留等に起因するシート沈下等の変形に追随できるように十分な余裕をもって設置すること。なお、局部的な深い沈下により被覆シートに過度の引っ張りが生ずる可能性がある場合は、監督職員と協議すること。
 - (7) 被覆作業は、降雨時、低温時、強風時等は避けて実施すること。
 - (8) 被覆のためシート上に登る必要がある場合には、転倒・落下による人的被害が生じないようにすること。また、既存シートに損傷を与えないように保護シート等を敷設して作業を実施すること。既存シートに損傷を与えてしまった場合には、監督職員の指示に従い、必要な補修等を行うこと。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-30に規定する内容により行わなければならない。

2. 施工管理

(1) 除草

第9章の1に定める工事に係る施工管理は、以下の各号に定めるところによる。

- 1) 草刈りの施工面積は、仮置場等毎に簡易な測量を行うこと。

(2) 上部シート被覆

第9章の2に定める工事に係る施工管理は、以下の各号に定めるところによる。

- 1) 上部シート被覆の施工面積は、仮置場等の山毎に簡易な測量を行うこと。

(3) 写真撮影

第9章に定める工事に係る施工管理は、それぞれ(1)～(2)に定めるもの以外に、以下の各号に定める写真撮影による。

- 1) 施工前、施工後の写真を、仮置場等毎に施工状況が確認できる枚数撮影し報告する。
- 2) 前号に定める写真撮影は、写真管理基準（案）（国土交通省）によるものとする。

第11章 履行期間

本工事の履行期間は、契約締結の翌日から平成31年1月25日までとする。

第12章 報告

1. 提出図書

- 1) 受注者は、工事完了に際して工事共通仕様書第1章第1節1-1-27に示す図書を成果物として監督職員に提出すること。その他、監督職員より指示する図書を随時提出すること。
- 2) 上記図書に電子データを収納した電子媒体（DVD-R, CD-RまたはBD-R）5式
電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

第13章 条件変更

本工事施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合や設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する事項は以下のとおりである。

1. 湧水等が発生した場合。
2. 関係機関及び第三者との協議により変更が生じた場合。
3. その他両者協議のうえ必要と認めた場合。

第14章 定めなき事項等

この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 206 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 207 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとし、他のアプリケーションソフトの使用等が必要な場合は環境省担当官と協議すること。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（jtd 形式）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式（写真的有効画素数は黒板の文字を読み取れる程度とし、およそ 100 万画素を目安とする。）
- ・図面；DWG 形式及び SXF（P21）形式

(3) (2) による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDF ファイル形式」で保存した成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R または BD-R（25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。）とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成にあたっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作

成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別図

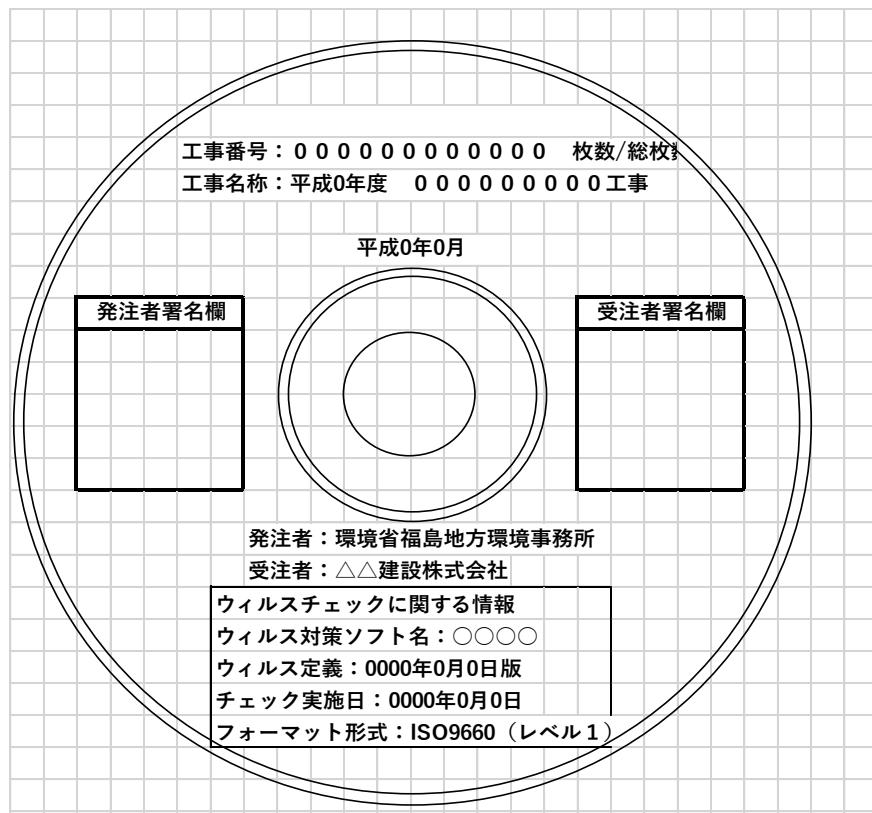
電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事・業務番号」（別途指定する工事・業務番号を記載すること）
- 2) 「工事・業務名称」（正式名称を記載すること）
- 3) 「作成年月」（工期終了時の年月を記載すること）
- 4) 「発注者名」（正式名称を記載すること）
- 5) 「受注者名」（正式名称を記載すること）
- 6) 「何枚目／総枚数」（総枚数の何枚目であるかを記載すること）
- 7) 「発注者署名欄」（主任監督員又は主任調査職員が署名すること）
- 8) 「受注者氏名欄」（現場代理人又は管理技術者が署名すること）

（表記方法にかかる留意事項）

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。



(電子媒体への表記例)

別表-1 仮置場等一覧表

整理番号	仮置場名	所在地	除草面積 (m ²)	区域指定状況	備考
1	対象 仮置場数 50箇所	富岡町	10,200	.帰還困難	
2		富岡町	3,300	.帰還困難	
3		富岡町	420	.帰還困難	
4		富岡町	16,500	.帰還困難	
5		富岡町	7,500	.帰還困難	
6		富岡町	3,111	.帰還困難	
7		富岡町	1,700	.帰還困難	
8		富岡町	19,785		
9		双葉町	450	.帰還困難	
10		双葉町	620	.帰還困難	
11		双葉町	0		
12		双葉町	41,620	.帰還困難	
13		田村市	450		
14		田村市	360		
15		田村市	470		
16		田村市	500		
17		田村市	460		
18		葛尾村	0	1.帰還困難	
19		葛尾村	16,718		
20		葛尾村	2,771		
21		葛尾村	31,961		
22		葛尾村	5,541		
23		葛尾村	2,994		
24		葛尾村	34,646		
25		葛尾村	21,185		
26		葛尾村	12,460		
27		葛尾村	22,936		
28		葛尾村	17,428		
29		葛尾村	8,586		
30		葛尾村	35,923		
31		葛尾村	14,326		
32		葛尾村	11,628		
33		葛尾村	23,322		
34		葛尾村	24,881		
35		葛尾村	21,460		
36		葛尾村	33,425		
37		葛尾村	33,857		
38		葛尾村	3,911		
39		葛尾村	8,121		
40		葛尾村	20,868		
41		葛尾村	6,501		
42		葛尾村	9,839		
43		葛尾村	6,694		
44		葛尾村	3,910		
45		葛尾村	4,490		
46		葛尾村	11,885		
47		葛尾村	8,585		
48		葛尾村	5,311		
49		葛尾村	8,948		
50		葛尾村	15,864		
計			341,684	85,421	帰還困難区域
					居住制限区域
			2,052,000	513,000	区域制限なし

(備考) 1 仮置場等について、今後管理予定期間の変更、及び年度途中において追加又は削除も有り得る。

2 「区域の指定状況」欄は、帰還困難区域又は居住制限区域の場合に記載

別表－2

災害廃棄物等仮置場一覧表

市町村	番号	仮置場種類	仮置場名称	想定管理面積(ha)	住 所					除草面積(m ²)
双葉町	1	災害		2.6	双葉町					1,333
	2	災害		0.8	双葉町 (帰還困難区域)					183
	3	災害		4.0	双葉町					
富岡町	4	災害		4.8	富岡町					19
	5	災害		1.5	富岡町					28
	6	災害		1.1	富岡町					22
	7	災害		1.1	富岡町					28
	8	災害		1.2	富岡町					
	9	併用		0.2	富岡町 (帰還困難区域)					
	10	併用		0.3	富岡町 (帰還困難区域)					
	11	併用		0.2	富岡町 (帰還困難区域)					
	12	併用		0.1	富岡町 (帰還困難区域)					
	13	災害		1.0	富岡町					
	14	災害		1.5	富岡町					
	15	災害		2.5	富岡町					
葛尾村	16	併用		0.2	葛尾村					
	17	併用		0.2	葛尾村					
	18	併用		0.6	葛尾村					
	19	併用		0.4	葛尾村					
	20	併用		0.2	葛尾村					
	21	併用		0.2	葛尾村					
	22	併用		0.2	葛尾村					
	22	併用		0.2	葛尾村					
	23	併用		0.2	葛尾村					
	24	併用		0.6	葛尾村					
	25	併用		0.2	葛尾村					
	26	併用		0.2	葛尾村					
	27	併用		0.4	葛尾村					131
	28	併用		0.8	葛尾村					
	29	併用		0.2	葛尾村					
	30	併用		0.8	葛尾村					
	30	併用		0.2	葛尾村					
	31	併用		0.5	葛尾村					4,000
	32	併用		0.6	葛尾村					
	33	併用		0.2	葛尾村					
	34	併用		0.2	葛尾村					
計						帰還困難区域				183
						制限なし				5,561

工事数量表

平成 30 年度

仮置場等補修工事（その 2）

現 場 説 明 書

福島地方環境事務所

1. 一般事項

特記仕様書のとおり

2. 歩掛について

(1) 積算参考資料のとおり考えている。

- ・工事価格の積算は、「国土交通省土木工事標準積算基準書」(一般財団法人建設物価調査会発行)及び除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第10版)を適用している。
- ・労務単価は、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用している。「平成29年度版国土交通省土木工事積算基準」(一般財団法人建設物価調査会発行)を適用している。また、間接工事費の率の補正については、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(H26.2.3付、国交省、技建発第3号)に基づき補正している。
- ・入札公告期間中の適用単価・積算基準の改正を受けて、新単価、新基準を適用することとした場合は、公告している現場説明書の差替により、周知を図る。

(2) 仮置場等除草作業について

- ① 適用する工種は、平成28年度版国土交通省土木工事積算基準の「第2編 13章 道路維持修繕 ⑧道路除草工」を適用している。また、間接工事費の内、現場管理費率の工種区分については「道路維持工事」を適用している。
- ② 除草の作業内容は、機械除草(肩掛け式、飛び石防護無し)のみであり、集草・積込運搬は計上していない。

(3) 上部シート被覆作業について

- ① 上部シート被覆工は、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第10版)」(環境省)を参考に計上している。
- ② 上部被覆シート又はシート押さえネットの押さえ措置に用いる小型土のう数は、 $5\text{ m} \times 5\text{ m}$ に1箇所計上している。なお、シート押さえ措置の押さえ土のう数は、シート押さえネット設置工に計上している。
ネットなしの押さえ土のうのみに施工する場合は、実態を調査して見直し変更する場合がある
- ③ 放熱管撤去は、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第10版)」(環境省)の放熱管設置工労務費の50%を計上している。
処分に掛かる費用については、実態に応じて変更追加する予定である。

3. 避難指示解除区域においては、除染電離即規則に基づく放射線防護に要する費用は当初設計において、防護具装具費（防塵マスク、個人線量計）等は計上していない。必要な場合は契約変更の対象とする。

4. 仮置場等補修工事について

(1) 帰還困難区域及び居住制限区域の作業について、特殊勤務手当を見込んでいる。該当の仮置場等については、特記仕様書の別表－1のとおり。

公告日以降、入札日の前日以前に、原子力災害本部が避難指示解除を決定した場合は、当該解除する区域を解除済み区域とみなして現場説明書の差替により周知を図る。

(2) 仮置場等補修工事の外業作業について、除染作業者等の被ばく線量記録管理制度の対象工事であり、数量は実績により変更追加する予定である。

5. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、工事作業に当たって、地震等被災地域における被災者の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

「別紙」

災害時等における仮置場災害等応急措置工事に関する協定書

平成30年度仮置場等補修工事(その2)特記仕様書第3章5に基づき福島地方環境事務所長〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と、●●(以下「乙」という。)とは、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害や仮置場等の内容物等に起因する不測の事態(以下「災害等」という。)における仮置場災害等応急措置工事(以下「工事」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は福島地方環境事務所が管理する仮置場及び現場保管施設並びにそれらの付帯施設(以下「仮置場等」という。)において発生した災害等の応急措置に関し、これに必要な機械、資材、労力等(以下「資機材等」という。)について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害等の拡大防止と被害仮置場等の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(工事の実施仮置場等)

第2条 工事の実施仮置場等は別表ー1のとおりとする。

(工事の実施体制)

第3条 乙は、現場責任者を定め、書面、電話等の方法により甲に報告するものとする。

2. 乙は、災害等が発生した場合は、できるだけ速やかに状況の把握と報告を行い、甲の指示による当該仮置場等の応急措置を実施するものとする。
3. その他、仮置場等に災害等が発生し、甲が必要と認めるときは、書面、電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

(工事の指示)

第4条 工事の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(工事の完了)

第5条 乙又は第3条第1項で定めた現場責任者は、工事を完了したとき電話等の方法により、直ちに甲へその旨を報告するものとする。

(工事の実施報告)

第6条 乙は、工事が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した資機材等を速やかに報告するものとする。

(契約の締結又は変更)

第7条 甲は、第3条第3項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく契約を締結又は変更するものとする。

(資機材等の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害等に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な資機材等の数量を把握し甲に書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または、資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲が保有する資機材等について、予め書面により通知するものとする。

(資機材等の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく災害等の応急措置に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に資機材等を提供するものとする。

(工事の特例)

第10条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の仮置場等に出動を要請したときは、原則としてこれに応じるものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は、工事完了後当該業務に要した費用を、第7条の規定により締結した契約又は変更に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第12条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条の規定により締結した契約又は変更に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 工事の実施にともない、甲乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、契約締結後の平成30年4月1日から平成31年1月25日までとする。ただし、乙の事情により本協定解除の申し出がなされた場合は、本協定を解除するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第16条 乙が環境省内各部局長から、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年1月6日付け環境会第9号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

(雑則)

第17条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福島県福島市栄町11-25AXCビル6階
福島地方環境事務所長 ○○ ○○○

乙 ●●株式会社

●●

平成 30 年度仮置場等補修工事（その 2）

本工事費内訳書

平成30年度仮置場等補修工事（その2）

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
維持管理補修工	式	1			費目行
除草工	式	1			工種行
道路除草(機械施工) 帰還困難区域 肩掛式(カット径255mm) 飛び石防護無し	m2	341,870			1号代価表 3頁
道路除草(機械施工) 制限区域なし 肩掛式(カット径255mm) 飛び石防護無し	m2	2057560			2号代価表 4頁
シート被覆工	式	1			工種行
13.1.1.9-(3)-⑨ 上部シート(耐候性防水シート)設置	m2	1,000			3号代価表 5頁
13.1.1.9-(3)-⑩ シート押さえネット設置	m2	1,000			4号代価表 6頁
直接工事費	式	1			
共通仮設費	式	1			
共通仮設費(率計上)	式	1			
純工事費	式	1			
現場管理費	式	1			
工事原価	式	1			
一般管理費等	式	1			

本工事費内訳書

平成30年度仮置場等補修工事（その2）

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
契約保証	式	1			
一般管理費等計	式	1			
工事価格	式	1			
消費税相当額	式	1			
工事費計	式	1			

代価表

(1号代価表)

1,000 m²当り道路除草(機械施工) 帰還困難区域
肩掛式(カッタ径255mm) 飛び石防護無し

名 称・規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者	人	0 400				
特殊除染作業員	人	1 800				
普通除染作業員	人	0 400				
草刈機 肩掛式・カッター径255mm	日	1 800				
特殊勤務手当 (帰還困難区域)	人	2 600				
諸雑費	%	3				
計						
1 m ² 当り						

代価表

(2号代価表)

1,000 m²当り道路除草(機械施工) 制限区域なし
肩掛け式(カッタ径255mm) 飛び石防護無し

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者	人	0 400				
特殊除染作業員	人	1 800				
普通除染作業員	人	0 400				
草刈機 肩掛け式・カッタ径255mm	日	1 800				
諸雑費	%	3				
計						
1 m ² 当り						

代価表

13.1.1.9-(3)-⑨ 上部シート(耐候性防水シート)設置

(3号代価表)

100 m²当たり

13.1.1.9-(3)-⑩ シート押さえネット設置

代価表

(4号代価表)

100m²当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者	人	0 330				
普通除染作業員	人	2 200				
シート押さえネット ポリエチレン無結節網 目合い100mm	m ²	111				
UV土のう 幅48×長62cm	枚	106				
諸雑費	%	1 500				
計						
1 m ² 当り						